

真岡市公告第173号

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務について、公募型プロポーザル方式により受注者の選定を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に準じて公告する。

令和3年12月20日

真岡市長 石坂 真一

1 業務概要

(1) 業務名

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務

(2) 委託内容

真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務公募型プロポーザル実施要領及び仕様書のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年8月31日まで

(4) 契約限度額

16,700,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 参加者の資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(2) 真岡市建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 真岡市入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

（真岡市ホームページ：令和3・4年度入札参加資格審査申請（物品製造・購入・委託業務等）について | <https://www.city.moka.lg.jp/toppage/soshiki/somu/1/nyusatsusankasinsasinsei/11226.html>）

(4) 真岡市暴力団排除条例（平成24年条例第32号）第2条第1号又は第6条の規定に該当する者でないこと。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続きの開始の申立てがなされていない者であること。

(6) 過去5年以内（平成29年度から令和3年度）に、真岡市又は他の地方公共団体において、同様の業務実績があること。

なお、同様の業務実績には、実証実験や実証運行等の期間の限定された業務を含むものとし、デマンド交通システムの提供を伴わない支援業務等は含まないものとする。

3 手続き等

(1) 担当部署及び問合せ先

〒321-4395 栃木県真岡市荒町 5191 番地

真岡市総合政策課総合政策係 担当：小林、日向野

電話：0285-83-8102 FAX：0285-83-5896

電子メール：sougouseisaku@city.moka.lg.jp

(2) スケジュール

本プロポーザルにおけるスケジュールは、次のとおりとする。なお、日程については変更になる場合がある。

項 目	年 月 日
実施要領等の公表	令和3年12月20日(月)
実施内容等に関する質問受付期限	令和4年 1月 5日(水) 午後5時必着
質問に対する回答	令和4年 1月12日(水)
参加表明書の提出期限	令和4年 1月21日(金) 午後5時必着
第一次審査結果通知日	令和4年 2月 1日(火)
企画提案書の提出期限	令和4年 2月 9日(水) 午後5時必着
プレゼンテーション審査	令和4年 2月15日(火)
第二次審査結果通知日	令和4年 2月下旬
契約締結	令和4年 3月上旬～中旬

4 その他

手続き等の詳細については、真岡市デマンド交通（いちごタクシー）システム更改業務公募型プロポーザル実施要領及び仕様書による。